

米国特許施行規則改正案の廃止

米国特許商標庁(USPTO)は、2007年8月に公示した改正規則案の撤回を発表しました。

上記改正規則案は審査処理の促進等を目的とし、下記の制限を含むものでした。

- ・継続出願の数を原則として2個までに制限する。
- ・継続審査請求(RCE)の数を出願ファミリー中1回に制限する。
- ・1出願中のクレームの数を独立クレームは5、総数は25に制限する。

多くの特許実務者にとって喜ばしいことに、上記改正規則案の撤回により上記の制限を含む規則の発効の可能性はなくなりました。

上記改正規則案は発明者の特許を受ける権利を認めた憲法に違反するものであるなどとして、公示の直後に、発効を停止する仮処分を求める訴えがUS地方裁判所に起こされ、認められていました。さらにその後、地方裁判所は改正規則の施行を阻止する決定をし、この決定に関して、現在、CAFC(連邦巡回控訴裁判所)で争われているところでした。

以上の詳細につきましてはUSPTOホームページ
(<http://www.uspto.gov/news/pr/index.jsp>) の
Press Release, 09-21 (October 08, 2009) をご参照下さい。

以上